

請願第 8 号



令和 7 年 6 月 12 日

盛岡市議会 議長 様

紹介議員

豊村 徹也

請願者住所 岩手県盛岡市

請願者 政策立案有志市民会 安部茂樹



消費税の段階的撤廃と法人税率見直し等を国に求める意見書提出に関する請願

【請願の趣旨】

本請願は、経済生活の安定と国民経済の持続的発展及び国の財政健全化を目的として、消費税の段階的撤廃と法人税率の段階的な引き上げ等による税制再構築を求める意見書を国に提出するよう請願するものです。

【請願の理由】

1. 消費税の制度的逆進性と生活圧迫性

消費税は、所得にかかわらず一律に課税される間接税であり、所得の低い層ほど負担が重くなる逆進的性格を持っています。

生活必需品を含めた広範な支出に課税されるため、特に高齢者、子育て世代、単身世帯など、可処分所得の大半を消費に充てざるを得ない世帯にとっては実質的な生活圧迫政策として機能し、地域経済を疲弊させています。

2. インボイス制度による事業者負担と地域経済への影響

2023 年から導入されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、中小零細事業者や一次産業従事者、個人商店などの税務事務負担を過重化させています。

特に本市のように多様な個人事業主・中小企業等によって支えられている地域社会では、インボイス制度が経済活動の抑制要因となり、経済の健全な循環を妨げています。

3. 実体経済から乖離した消費税の非弾力性の弊害

消費税は、税収が景気にあまり左右されずに安定的であるとされてきましたが、それは裏を返せば、景気後退期にも生活を圧迫し、景気回復の足を引っ張る非弾力的な構造であることを意味します。

これは、実体経済の調整機能を持たず、国民経済全体の活力を抑制する構造的欠陥を内包しています。

4. 法人税の経済的役割と再分配機能

一方で、法人税は企業利益に応じて課税される直接税であり、企業収益が拡大すれば税収も増え、景気に応じた弾力的な税制として機能します。

企業は法人税を軽減するために、設備投資、賃金引き上げ、研究開発投資などを行

うインセンティブを持ち、結果的に国民経済全体の厚みを増す作用を持ちます。これは、税制が経済の好循環を促す積極的な仕組みとして機能する好例です。

5. 持続的発展のための税構造の見直し

消費税を段階的に撤廃することで、個人消費の増加と地域経済の活性化が促される^{（注）}とともに、法人税の累進的再設計によって、企業の余力に応じた公平な負担と国家財源の安定的確保が可能となります。

特に、日本の大企業の内部留保が過去最高水準にある中で、法人税率の適切な引き上げは、財政再建と分配の公平性を実現する現実的な道筋といえます。

6. 地方自治体としての責任と提言の必要性

岩手県においても、消費税の重税感とインボイス制度への不安は広く住民・事業者に共有されており、これに対し議会が行動することは、地方自治体としての民主的責任であります。

上記の理由から、本市議会が経済生活の安定と国民経済の持続的発展、並びに国の財政健全化を望む市民の声を代表し、地方自治法第99条に基づいて、以下の内容を盛り込んだ抜本的な税制改革を国に求める意見書を提出するようお願いいたします。

【請願事項】

1. 消費税は、逆進的性格を持ち、地域住民及び事業者等の生活及び事業活動を圧迫しており、これを段階的に撤廃すること。
2. 消費税の代替財源として、大企業の内部留保に着目した法人税率の段階的な引き上げを行い、税の公平性と弾力性を確保すること。
3. インボイス制度の廃止又は抜本的見直しをすること。特に中小零細事業者に過重な事務負担を課し、地方経済の多様性を損なう現状を早急に是正すること。
4. 消費税依存から脱却し、実体経済と連動しながら成長と再分配を両立する税体系への転換を行うこと。